

～令和4年度ものづくり革新総合支援事業～

競争力の強化と付加価値額の創出につながる取組を
ハードとソフトの両面から支援します！

<対象となる取組>

① 新商品の開発・生産、
新たな販路の開拓

製造業の取組みを支援対象としています！
製造業に新たに進出する場合も対象となります！

② 新たな生産方式の導入

機械設備の導入費用のみならず、研修の受講や
販路の開拓などに要する費用も対象です！

③ 改善指導等に基づく
生産性の改善

経営革新計画に基づく取組やデジタル技術を
活用した取組の場合、補助上限額を上げます！

補助金額

〔通常〕 下限額 30万円 ～ 上限額 300万円

※補助上限額の加算について

【スマートファクトリー加算】

デジタル技術を活用した取組の場合、

補助上限額に200万円が加算され、**最大で500万円まで補助します！**

【経営革新計画承認加算】

知事から承認を得た経営革新計画に基づく取組の場合、

補助上限額に500万円が加算され、**最大で800万円まで補助します！**

募集期間

第1回募集： ～6月21日(火)

第2回募集：6月27日(月)～8月2日(火)

お問合せ先 申請先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化班
〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号（県庁第二庁舎3階）

TEL：018-860-2231 FAX：018-860-3887

E-Mail：induprom@pref.akita.lg.jp

お気軽に
ご相談ください！

【事業概要】

1. 対象者

- 県内に事業拠点を有する、製造業に取り組む中小企業者が対象です。
 - ※ 県内で1年以上の事業実績があることが必要です。
 - ※ みなし大企業も対象外です。
 - ※ 農林漁業、金融保険業、医療業、風俗営業等、一部の業種は対象外です。

2. 補助内容

- 補助率：1 / 3 以内
- 補助対象経費：機械装置の導入、研修の受講、資格等の取得、知的財産の取得・活用、専門家活用等に係る経費
- 補助事業期間：交付決定日から12か月間

3. 申請要件

- 3～5年間の事業計画を策定してください。
- 次の2つの経営指標に関する目標を設定してください。
 - 付加価値額について、年率平均3%以上向上する目標
 - ※ 付加価値額とは、人件費、減価償却費、営業利益の合計額を言います。
 - 給与支給総額について、年率平均1.5%以上向上する目標
 - ※ 給与支給総額とは、役員又は従業員に支払われる給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当等）の合計額を言い、給与所得とされない手当（退職手当等）や法定福利費、福利厚生費等は含みません。
- 県内の事業拠点で実施してください。
- 金融機関や商工団体等を支援機関として、事業実施に当たり協力を得てください。

4. 申請方法

- 申請にあたっては、**事前相談シートの提出を必須**としています。事前相談シートを基に、事業内容について県から確認のご連絡をいたします。
- 採択申請書類一式を作成し、関係書類を添付したうえで、郵送、持参、メール又は電子申請により、申請先にご提出ください。
- 添付する関係書類は次のとおりです。
 - 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
 - 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は個人事項証明書）
 - 会社案内等、事業の概要がわかる資料
 - 経費の積算根拠となる参考見積書

5. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63563>



6. 手続きの流れ



必須!

第1回は
7月末の予定